

指定居宅介護支援事業所

重要事項説明書

社会福祉法人 フジの会

みやびのその居宅介護支援センター

令和6年6月改訂

当事業所は、介護保険の指定居宅介護支援事業所です。

(指定事業所番号： 2670900162)

居宅介護支援重要事項説明書

1. みやびのその居宅介護支援センターの概要

(1) 事業者

事業の実施主体	社会福祉法人 フジの会
代表者役職・氏名	理事長 砂川靖子
法人事務所所在地	〒612-8435 京都市伏見区深草泓ノ壺町 37-1
連絡先	TEL 075-641-7777 FAX 075-641-7771

(2) 事業所

事業所名	みやびのその居宅介護支援センター
センター長	北田 恵美子
所在地	〒612-8435 京都市伏見区深草泓ノ壺町 35-1
連絡先	TEL 075-645-0777 FAX 075-645-2336
介護保険指定番号	2670900162
サービスを提供する地域	京都市伏見区（醍醐・淀・日野・小栗栖・久我・羽束師地区は除く）

(3) 当センターの職員体制

管理者	1名
介護支援専門員	5名

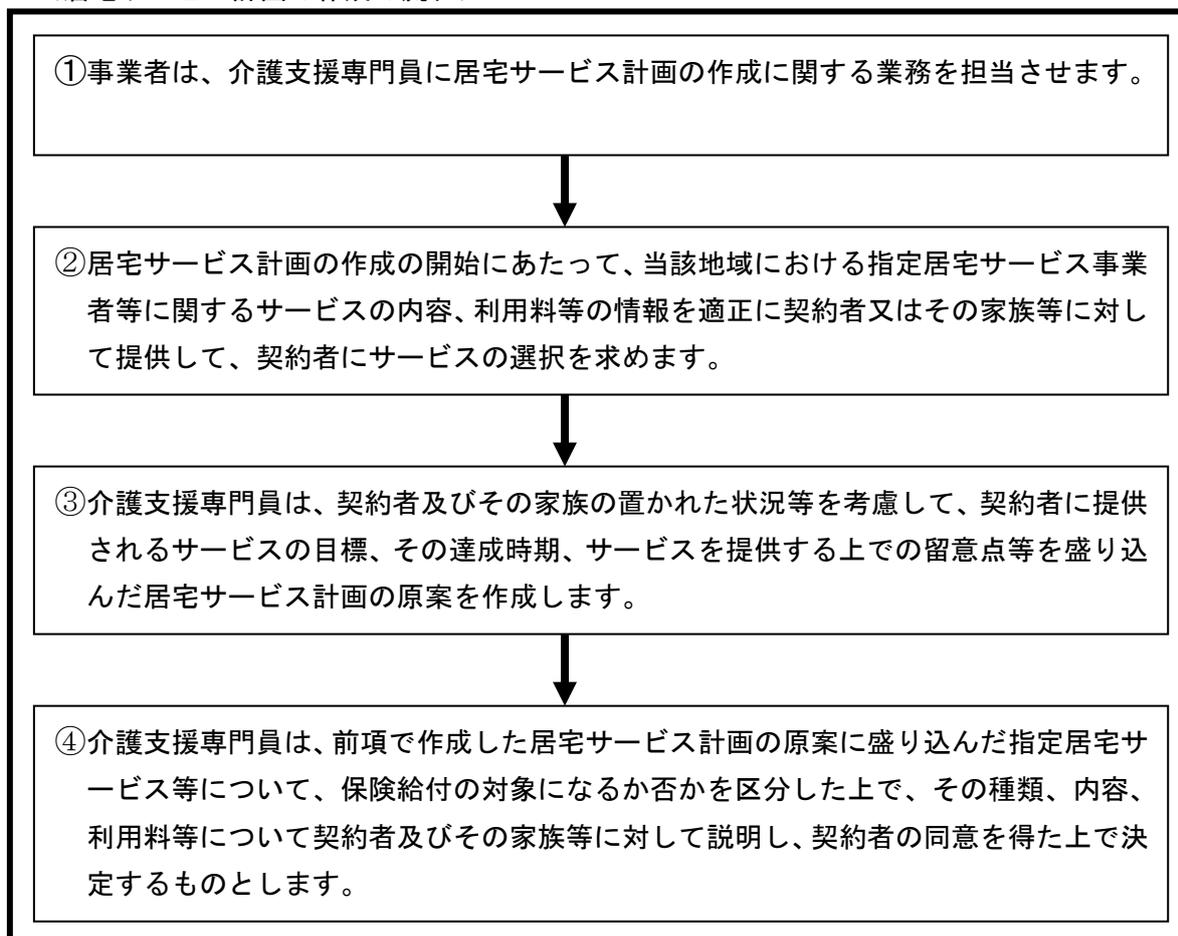
(4) 営業日・営業時間

営業日	月～日曜日（年中無休）
営業時間	午前9時10分～午後5時50分
※当事業所では、上記営業時間以外に24時間連絡体制・相談等対応体制を確保しています。緊急の場合がございましたら645-0777にご連絡ください。	

2. 居宅サービス計画の作成の流れ

居宅サービス計画の作成の流れは以下の通りです。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



3. 費用

(1) サービス利用料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から下記の料金が全額給付されるので、自己負担はありません。なお、保険料の滞納により、法定代理受領が出来なくなった場合、当センターからサービスの提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を、後日京都市の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。

＜居宅介護支援費＞（地域区分 1単位：10.70円）

区分		サービス単位	サービス利用料金
居宅介護支援費（Ⅰ）	介護 1. 2	1086 単位	11,620 円/月
	介護 3. 4. 5	1411 単位	15,097 円/月
居宅介護支援費（Ⅱ）	介護 1. 2	544 単位	5,820 円/月
	介護 3. 4. 5	704 単位	7,532 円/月
居宅介護支援費（Ⅲ）	介護 1. 2	326 単位	3,488 円/月
	介護 3. 4. 5	422 単位	4,515 円/月

※居宅介護支援費（Ⅰ） 取扱件数が45件未満の場合

※居宅介護支援費（Ⅱ） 取扱件数が45件以上60件未満の場合
45件以上60件未満の部分のみ適用

※居宅介護支援費（Ⅲ） 取扱件数が60件以上の場合

<各種加算>

加算項目	サービス単位	サービス利用料金
初回加算	300 単位	3,210 円/月
特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位	5,553 円/月
特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位	4,504 円/月
特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位	3,456 円/月
特定事業所加算（A）	114 単位	1,219 円/月
通院時情報連携加算	50 単位	535 円/月
退院・退所加算 （医療機関との連携回数による）	450～900 単位	4,815～9,630 円/月
入院時情報連携加算（Ⅰ）※入院日	250 単位	2,675 円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）※入院～3日	200 単位	2,140 円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	2,140 円/月

(2) 交通費

利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。なお、自動車を使用した場合は実施地域を越えた地点から、片道1キロメートルあたり300円となります。

4. 当センターの居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の方針

- センターは、利用者等の基本的人権を尊重し、常に本人の立場に立った利用者主体の支援、協力を行います。
- センターは、利用者が要介護状態等になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行います。
- センターは、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な介護計画を提供します。各サービス事業所とは、綿密な連携をとりあい、利用者にとって総合的、かつ効率的なサービス提供となるよう配慮します。
- センターは、常に公平・中立な立場を守り、利用者に提供されるサービスの種類や事業者について、不当に特定なものに偏することのないよう配慮します。
利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとことや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理

由について説明を求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

(2) 指定介護予防支援事業者との連携について

- 指定居宅介護予防支援事業者（地域包括支援センター）に対して、必要な情報等を提供するなど連携を図ります。

(3) その他

●医療と介護の連携強化について

入院時には、医療機関に担当ケアマネージャーを伝えていただくことで、医療機関との連携を速やかに図り、連携強化に努めます。

●介護支援専門員の変更について

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適切と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。

●調査（課題把握）の方法について

当センターが採用する課題分析方法は、全国社会福祉協議会方式（居宅サービス計画ガイドライン方式）です。利用者の直面している課題等を評価し、利用者に対して説明のうえケアプランを作成します。また、サービス提供の目標達成状況等については、月1回自宅を訪問し、モニタリングにより評価します。

●介護支援専門員への研修の実施について

- ・虐待防止に関する研修 年1回以上
- ・権利擁護に関する研修 年1回以上
- ・認知症ケアに関する研修 年1回以上
- ・ハラスメント等に関する研修 年1回以上
- ・その他の研修 年1回以上

●ハラスメント対策について

当センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業規則が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(1) 当センターの方針等の明確化及びその周知・啓発を行います。

(2) 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、相談に対応する担当者をあらかじめ定め職員に周知します。

5. 秘密保持について

- (1) 事業者、介護支援専門員及び事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- (2) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- (3) 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

6. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を開催しその結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を実施します。
- (4) 虐待を防止するための体制として担当者を設置します。
- (5) サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 事故発生（発見）直後は、救急搬送の要請など利用者の生命、身体の安全を最優先に対応します。
- (2) 利用者の生命、身体の安全を確保したうえで、速やかに家族に連絡をとります。その時点で明らかになっている範囲で事故の状況を説明し、当面の対応を協議します。なお、事故の内容によっては、事故現場等を保存する必要もあり、さらに市町村への連絡を行うことが必要な場合もあります。
- (3) 事故による経緯、事故の態様、事故の原因を整理、分析します。その際には、アセスメントの実施からサービス計画等の作成までの一連の課程やそれに基づくサービス提供に関する記録等に基づいて行います。
- (4) 利用者や家族に対し、(3)の結果に基づいて、事故に至る経緯その他の事情を説明します。
- (5) 事故の原因に応じて将来の事故防止対策を検討します。また事故責任が当該事業所にあたる事が判明している場合には、損害賠償を速やかに行います。

8. 感染症・災害発生時の対応について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等

10. 第三者評価の実施状況について

当事業所は3年に1回、第三者評価を受診しています。

実施の有無 : 有

直近の訪問調査実施日 : 令和5年12月22日

評価機関名 : 特定非営利活動法人きょうと介護保険にかかわる会

評価結果の開示状況 : 京都 介護・福祉サービス第三者評価 web サイト

<https://kyoto-hyoka.jp/j00363/>

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要事項の説明を行いました。

事業者

所在地 京都市伏見区深草泓ノ壺町35-1
名称 みやびのその居宅介護支援センター
説明者

私は、契約書及び本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意し、重要事項説明書の交付を受け、受領しました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人)

住 所

氏 名 印

利用者との関係 _____

